

6 大規模な火事災害対策計画編

目 次

第 1 章	災害予防計画	
第 1 節	消防体制・施設	1
第 2 節	災害に強いまちづくり	2
第 3 節	災害応急対策への備え	3
第 4 節	防災知識等の普及	5
第 2 章	災害応急対策計画	
第 1 節	組 織	6
第 2 節	動 員	7
第 3 節	情報の収集・連絡	8
第 4 節	消火・救助・救急・医療活動	9
第 5 節	応援要請	9
第 6 節	避難受け入れ活動	10
第 7 節	関係者等への的確な情報伝達	10
第 8 節	防疫及び遺体の処理	10

この計画は、町内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった、大規模な火事災害が発生した場合に、とるべき対策について定める。

この計画に定めのない事項については、2. 地震災害対策計画編に準拠する。

第1章 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、対策を講じるものとする。

第1節 消防体制・施設

1 消防体制の充実・強化

消防体制を充実・強化するため「消防力の整備指針」に基づき整備するとともに、火災予防の徹底を図るため、予防要員を確保し予防業務の万全を期する。また、大災害に備えて各消防機関が相互に応援できる茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。

■資料

- ・資料21 消防組織及び消防団の状況

2 消防施設等の整備・強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

■資料

- ・資料21 消防組織及び消防団の状況

3 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に、高度な知識及び技術を習得させるため、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を計画的に実施する。

第2節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化・避難路・避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、災害に強い都市構造の形成を図る。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎部品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図る。

第3節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間・休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多用な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 情報分析

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に活用する。

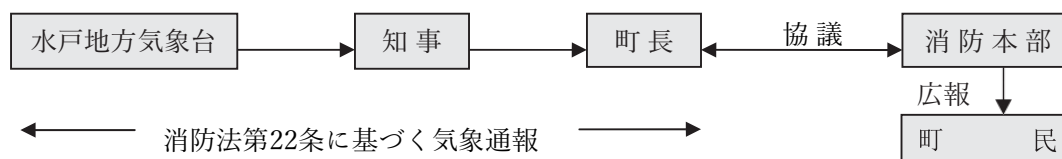
(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、2. 地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準ずる。

2 火災警報の発令等

町長は、消防法第22条第3項の規定により、知事からの通報をうけたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。また、火災警報を発令するときは、町防災行政用無線等を活用して住民に対する広報を実施し、火気取扱の制限を行うものとする。

(1) 火災警報の発令伝達



(2) 火災警報発令基準

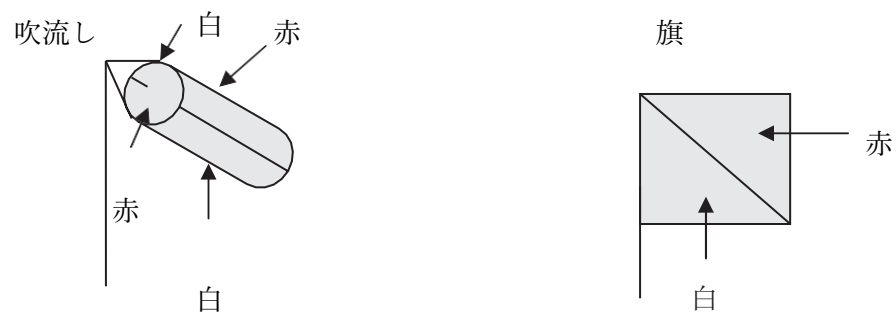
ア 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、最大風速が7m/s又はこれを超える見込みの場合。

イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合。ただし、雨、雪を伴うときは発令を行わないこともある。

(3) 住民に対する周知の方法

住民に対する周知は、町防災行政用無線、消防用サイレン、広報車、吹流し、旗及び掲示板等の方法により実施する。

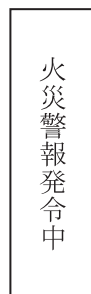
ア 吹流し、旗による場合



解除：吹流し、旗の降下

イ 掲示板による場合

※赤地に白字 形状及び大きさは適宜



解除：掲示板の撤去

3 避難受け入れ活動への備え

(1) 避難誘導

避難所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図り、発災時の避難誘導にかかる計画を作成し訓練を実施する。

(2) 避難所

公民館、学校等公共施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

4 情報伝達

大規模な火事に関する情報伝達は、2. 地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準ずる。

5 防災訓練の実施

大規模災害を想定し、住民参加による、より実践的消火、救助・救急等の訓練に努めるものとする。

第4節 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、広報等により住民の防災知識の普及、啓蒙を図る。

2 防災関連施設等の普及

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及を図る。

第2章

災害応急対策計画

大規模な火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るための対策を講じるための計画である。

第1節 組織

町内において、大規模な火災が発生し多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合、対策を実施するための組織に関することを定める。

1 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災になるおそれがある場合
- イ 火災により多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- ウ その他副町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 大規模な火災になるおそれがなくなった場合
- イ 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- ウ その他副町長が必要なしと認めた場合

(3) 組織・審議事項及び分掌事務

災害警戒本部の組織・審議事項及び分掌事務は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災が発生した場合
- イ 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
- ウ その他町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 大規模な火災災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

3 組織・審議事項及び分掌事務

災害対策本部の組織・審議事項及び分掌事務は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

第2節 動 員

大規模な火災に対し必要な人員を動員し、対策活動を実施するため次のとおり定める。

1 職員の動員配備体制

職員配備の決定基準は、町域内における危険物等災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基 準	災害対策本部等の設置
警戒体制	大規模な火災になるおそれがある場合、火災により多数の死傷者が発生するおそれがある場合、又はその他の状況により副町長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置する。
非常体制	大規模な火災が発生した場合、火災により多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況等により町長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

2 配備体制の決定

配備体制の決定については、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

3 職員の動員

各部長は、配備体制の指令をうけたときは、配備体制に応じ所属職員に対して必要な指示を行う。

配備体制別の各部の職員動員数は、災害の状況及び応急処置の進捗状況等に応じて判断するものとする。

4 動員方法等

動員方法・自主参集・動員状況報告及び応援協力要請は、2. 地震災害対策計画編 第2章 第1節「初動対応」に準ずる。

第3節 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

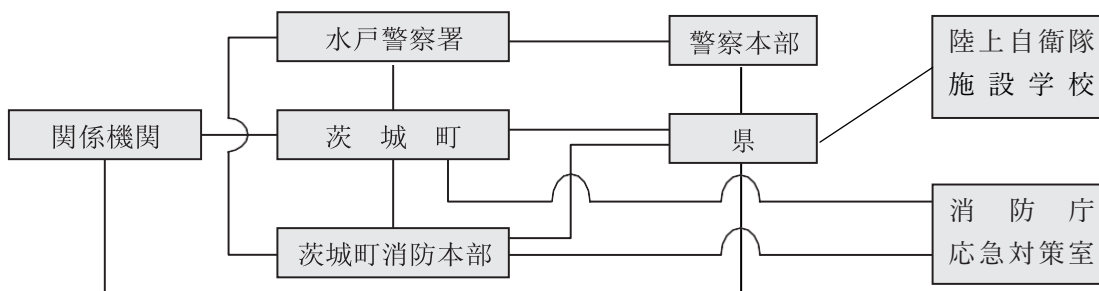
消防長は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに町長及び知事に対して報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〈情報通信連絡系図〉



〈連絡先一覧〉

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
茨 城 県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896（昼） （029-301-2885（夜間））
消 防 庁	応急対策室	03-5253-7527、03-5253-7537(FAX) （宿直室 03-5253-7777、03-5253-7553(FAX)）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 （駐屯地当直司令 内線302）
警 察 本 部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 内線3571 （総合当直 029-301-0110）

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と情報交換を行う。

第4節 消火・救助・救急・医療活動

1 消火活動

災害発生直後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

町の施設及び人員等を活用してもなおかつ、応急対策等が困難な場合は関係機関に応援を要請する。

2 救助・救援活動

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。町の施設及び人員等を活用しても、なおかつ応急対策等が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

3 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な消火活動・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、医療救護活動を実施する。

第5節 応援要請

1 応援要請

火災が発生し、町の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村等に応援を求める必要があると判断される場合は、2. 地震災害対策計画編 第2章第3節「応援・派遣」に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合は、2. 地震災害対策計画編 第3章第3節「応援・派遣」に準ずる。

第6節 避難受け入れ活動

1 避難誘導の実施

発災時には、避難所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行う。

2 避難所

発災時には、必要に応じ避難所を開設する。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行う。

3 要配慮者への配慮

避難誘導及び避難所において、要配慮者に関し十分な配慮を行う。

4 避難指示等

発災時において、町が行う避難指示等・避難所の開設等については、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準ずる。

第7節 関係者等への的確な情報伝達

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ、正確かつきめ細かな情報を町防災行政用無線等で広報する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章等によるものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難情報の発令及び避難先の指示等
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備を図る。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、2. 地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び第5「行方不明者等の捜査」に準ずる。